省　令

○農林水産省令第六十四号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月十八日

農林水産大臣　野村　哲郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の二の項植物の欄中「りゆうがん」の下に「（付表第七十七に掲げるものを除く。）」を加え、同表の付表に次のように加える。

七十七　ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりゆうがんの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

附　則

この省令は、公布の日から施行する。